

介護保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、

以下の要件を満たす方は、**介護保険料が減免**となります。

【介護保険料の減免の対象となる方】

⇒ ①・②いずれかに該当する介護保険第1号保険者（65歳以上）

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 ⇒ **保険料を全額免除**

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、下のア・イ全てに該当する場合

※ **収入を証明する書類が必要です。**

ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること

⇒ **（表1で算出した対象保険料） × （表2の減免の割合）**

表1

対象保険料額 = $A \times B / C$	
A :	当該第1号被保険者の保険料額
B :	第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C :	第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表2

	減免の割合
前年の合計所得金額が200万円以下であるとき	全部
前年の合計所得金額が200万円を超えるとき	10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除

対象・・・普通徴収の納期限(または特別徴収対象年金の支給日)が令和2年2月1日～令和3年3月31日の保険料。ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったために、令和2年1月以前分の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料。

綾川町健康福祉課
電話：087-876-1113